

# 会 議 録

承 認			事 務 局					《開催日時・場所》 平成 22 年 7 月 28 日(水) 14:00～16:30 市立公民館 3 階講座室 4
会 長	奥 委員	渡部 委員	部 長	課 長	参 事	担当 長	担 当	
8/9	8/13	8/6						

《名 称》 平成 22 年度 第 1 回岸和田市都市景観審議会

《出席者》（都市景観審議会委員出欠状況）

奥 委員	川崎 委員	白川 委員	杉本 委員	田 委員	中川 委員	中嶋 委員	西川 委員	藤田 会長	藤原 委員	前中 副会長	松村 委員	渡部 委員
	×	×					×				×	

（委員 13 名中、9 名出席）

事務局）榎岡副市長、まちづくり推進部：出原部長、都市計画課：西川課長、赤坂担当長、小山、高丘

《傍聴者》 2 名

《概 要》

- ・ 諮問事項 岸和田らしさを目指した景観形成ガイドライン の策定について  
岸和田市都市景観条例施行規則の改正について
- ・ 報告事項 岸和田市景観計画に基づく届出のてびきについて  
第 3 回岸和田市都市景観賞について

《内 容》

**岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について**

（会長） 平成 22 年度 第 1 回岸和田市都市景観審議会の会議録承認者として、奥委員と渡部委員の 2 名を指名。

**諮問事項**

岸和田らしさを目指した景観形成ガイドライン の策定について  
岸和田市都市景観条例施行規則の改正について  
事務局より説明。

**【意見等概要】**

- 諮問事項 についての質疑応答は次のとおり。
- （会 長） 質問や意見があればお願いしたい。
- （委 員） 基本景観軸について説明をしているガイドライン（資料 1）の 22 ページから 28 ページにおいて、それぞれの景観軸に写真が掲載されているが、これらの写真は各軸の基本方針や目標を反映させたものか、それとも各軸の現状を示すものか。
- （事務局） 現状を示すものである。紛らわしくならないようその旨を表示するようにする。
- （委 員） 写真が与えるイメージは非常に強いので、誤った方向付けをしてしまう可能性がある。デザインキーワードや事例の写真はもっとふさわしいものに変えてはどうか。

(委員) 周辺のイメージになじませるという表記をしながら、周辺が写っていない写真が多い。ガイドライン (資料 1)の 41 ページのだんじり会館の写真などもっと撮り方があるはずである。

(委員) 他市からの写真を引用している箇所もあるが、岸和田らしさを目指すという以上、他市のイメージが混入してしまうと逆に岸和田らしい景観が損なわれる可能性がある。どうしてもふさわしい写真が無ければ、イラストにしてしまうのも方法だと思う。

(委員) 隣接する建物に配慮した建築物として本町の郵便局などを考えてはどうか。

(事務局) 写真については、周辺になじませ、説明文に即した内容となるように、より良いものに変更させていただくようにする。岸和田で適切な被写体が無い場合も、できるだけ近隣のものを使用するようにする。

(委員) ガイドライン (資料 1)内の景観区の説明の中で、自然緑地地区で山間部を一纏めにしているが、大威徳寺や意賀美神社や神於寺など多種多様な文化財がありひとくくりにするのはふさわしくないのではないかと。

(事務局) 景観区域自体は既に策定済みであるので変更することは難しい。シンボルや留意点などの内部の説明の中で対応させていただく。

(委員) 景観区や景観誘導図などが若干わかりにくい。色の使い方についてもメリハリをつけてわかり易く変更してはどうか。

(事務局) 検討させていただく。

(委員) よく市民の方から、「あの建物は景観に違反していないのか」等の質問を受ける。景観条例や景観計画、今回のガイドライン (資料 1)などの内容を参考に回答させてもらうことにする。

重点地区について今後の扱いはどうなっているのか。「本町のまちづくりを考える会」や「岸和田駅東地区景観まちづくり協議会」などの団体が存在するが、条例で示される景観形成市民団体に指定することは重点地区への前段階として考えても良いのか。

(事務局) 行為の制限については景観計画の中での記載のとおりだが、あくまで、最低限守って欲しい基準である。ガイドライン (資料 1)は、より良いものを造ってほしいという思いで策定しているものである。

条例で示されている景観形成市民団体については現在、岸和田駅東地区景観まちづくり協議会一つとなっている。重点地区については今回の景観計画の中で指定しないという事になったが、それはあきらめたという事ではなく、住民の理解のなかで取り組みをしていければと思っている。その取り組みの中で景観形成市民団体となることもその一つの方法として検討すべきと考えている。

(会長) それぞれの意見について、参考にさせていただきながらより良いものにしていくという事でよろしいか。

(事務局) 委員の皆様のご意見を参考にさせていただいた上で、ガイドライン (資料 1)を修正させてもらい、10月の施行にあわせて公開していく。

諮問事項 についての質疑応答は次のとおり

(会長) 質問や意見があればお願いしたい。

(委員) 公共建築物についての届出についての項目を削除したとのことであったが、こういった意

図であるのか説明して欲しい。公共建築物のほうがより厳しい制限が必要なのではないのか。

(事務局) 平成 21 年度第 2 回都市景観審議会の諮問案では、岸和田市景観条例第 13 条として公共建築物等は景観法第 16 条に基づく届出を要すると規定している。しかし、景観法第 16 条第 5 項では国の機関及び地方公共団体においては届出を要しない。ただし、その替わりとして通知が必要であると規定している。景観条例についても法との整合性を保つために公共建築物の届出に関する条例 13 条を削除したものである。

一般の事業者の場合は、規模基準等を超える場合に届出が必要になるが、公共建築物の場合は規模基準に関係無く通知が必要となっている。規模に関係なく通知が必要になっている点からも公共建築物のほうが厳しい制限になっていると考えている。

今回の岸和田市都市景観条例改正案の修正については、法規担当からの景観法との整合性を保つための指摘に基づくものであり、内容を修正したものではない。

(委員) 届出が必要な建物等についての基準は変更していないのか。公共建築物等については全て通知が必要との規定はどこにされているのか。

(事務局) 基準などは変わっていない。公共建築物等については景観法第 16 条 5 項において通知が必要と規定されており、法で担保されている以上、条例で規定する必要が無いとの判断である。

(委員) 国や地方公共団体以外が行う公共建築物などは考えられるのか。網から漏れるようなものは無いのか。

(事務局) そうした場合はなかなか想定しにくいですが、公共性の高い建築物としては鉄道の駅舎や橋梁などが考えられる。景観計画のなかで、行為制限がかかる工作物の中に高架道路や橋梁などが規定されており、その項目でカバーできると考えている。

(会長) 他に意見がなければ、本 2 案件について、原案どおり承認すると答申してよろしいか。ガイドライン (資料 1) については、委員の意見を参考にしながらより良いものにしていくという事でよろしいか。

(委員) 了承。

【答 申】

第一号議案、第二号議案について原案のとおり承認する。

## 報告事項

岸和田市景観計画に基づく届出のてびきについて

第 3 回岸和田市都市景観賞について

事務局より説明

報告事項 については、質問等無し。報告事項 についての質疑応答は次のとおり。

(委員) 現在の応募状況はどうか。

(事務局) 大規模建築物等については、デザイン委員会で審議された 31 件が対象となっている。一般公募部門では現在 1 件応募を受けている。

(委員) 期限が 5 年となっているが、応募が少ないのであればこの制限については再考しても良いのではないか。

(事務局) 5年というのは、あくまで程度であり、6年前の建築物だから除外するというつもりは無い。ただ、前回審査されていないという条件を考えると、5年程度としておくのがふさわしいのではないかと考えている。

(委員) 本町地区の取組みについてはその対象ではないのか。

(事務局) 申込みしていただく分にはかまわないが、市が申込者になるわけにはいかない。

(委員) 広報活動はどうなっているのか。

(事務局) ご意見をいただいた、建築士会や写真愛好家の集まり、公民館や高校の写真部などで広めさせてもらっている。本日付の産経新聞でも紹介されているので、応募件数が少しでも増えればと期待している。

#### その他

(事務局) 次回の景観審議会については平成23年2月を予定している。時期が近づいたら、日程調整などをさせていただきたい。

(会長) それでは、本日の都市景観審議会はこれで終了とさせていただく。

(以上)